

## **【事案VI-4】通院共済金請求**

・2019年5月30日 申立て不受理

### **<事案の概要>**

申立人は、交通事故により受傷したため通院治療を受けたが、被申立人が共済金の支払および契約の更新を拒否したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、90日間の通院共済金の支払と契約を有効(更新)とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

平成29年11月の交通事故により、申立人は、病院診断書記入のある身体の部位に痛みおよび痺れの症状があり、前の交通事故(平成29年9月)で通院していた病院で医師の指示により治療を受けた。

### **<共済団体の主張>**

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第16条(裁定審議を行わない場合場合)第3項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

### **<裁定の概要>**

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第10条第2項第三号(裁定手続規則第16条第三号)に基づき、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。